

議提第12号

「議案第78号」北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第78号」北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和2年9月29日 提出

提出者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	高橋伸治
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	岸昭二

北本市議会議長 滝瀬光一様

「議案第 78 号」北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正に対する附帯決議

本条例の全部改正は、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであるが、改正後の条例案第 3 条及び第 4 条は、内閣府令が定める基準をもって本市の基準とするとしている。

内閣府令が定める基準の一部は参酌基準であることから、内閣府令が定める基準が改正された場合には、その基準が本市においても適当かどうか改めて判断する必要があるが、本条例が施行された場合には、内閣府が定める基準が改正された場合で、市長がこれを適当と判断した場合には、条例改正の議案が議会に提出されないこととなる。

よって、議会にも内閣府令が定める基準が適当であるかどうかを判断する機会を与えるため、本条例施行後、内閣府令が定める基準が改正された場合には、速やかに議会に報告することを求める。

以上、決議する。

令和 2 年 9 月 2 9 日

北 本 市 議 会